

## 常任観光建設委員会要点記録

○開会日時 令和8年3月13日(金) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	河島紀美恵君
3番	村上祥平君	4番	井戸清司君
5番	竹本力哉君	6番	四宮和彦君

○出席議員 12名

議長	中島弘道君	議員	片桐基至君
議員	重岡秀子君	〃	長沢正君
〃	篠原峰子君	〃	大竹圭君
〃	虫明弘雄君	〃	鈴木絢子君
〃	犬飼このり君	〃	大川勝弘君
〃	杉本一彦君	〃	佐藤周君

○説明のため出席した者 13名

副市長	近持剛史君
観光経済部長	小川真弘君
観光経済部観光課長	佐藤文彦君
同産業課長	川口貴保君
同公営競技事務所長	福西淳君
建設部長	高田郁雄君
建設部次長兼建設課長	山田昌弘君
同建築住宅課長	横山亨君
同都市計画課長	堀川淳君
上下水道部長	稲葉信洋君
上下水道部下水道課長	池谷伸弘君
同水道課長	佐藤純君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君

○出席議会事務局職員 3名

局長	富岡勝	局長補佐	里見和彦
主査	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議第52号 伊東市水洗便所改造等資金助成条例及び伊東市育英奨学金条例の一部を改正する条例
- 2 市議第53号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 3 市議第65号 令和8年度伊東市競輪事業特別会計予算
- 4 市議第72号 令和8年度伊東市下水道事業会計予算
- 5 市議第73号 令和8年度伊東市水道事業会計予算
- 6 令和8年度における常任観光建設委員会所管事務調査の継続調査について

---

○会議の経過概要

○委員長（井戸清司君）開会する。

---

○委員長（井戸清司君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たって、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願いする。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力をお願いする。

---

○委員長（井戸清司君）日程第1、市議第52号 伊東市水洗便所改造等資金助成条例及び伊東市育英奨学金条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）延滞金の事務について整理するための改正ということで、延滞金に係る規定が全て削除されるということであるが、督促手数料の場合、事務負担が手数料以上にかかったり、納付方法の多様化によるタイムラグから督促通知の行き違い等の無駄なトラブルが発生するが、そういったものを解消するということが合理性があるというのは本会議の手数料条例の際に伺ったが、延滞金については、期限内に納付されなかったことによる損害賠償という罰則的な意味合いを持つと思う。つまり遅延損害金と同じものと言っていいと思う。事務処理の合理化という理由だけで廃止してしまってよいのかという疑問がある。負担の公平性という観点から問題となることはないのか。

○下水道課長（池谷伸弘君）伊東市水洗便所改造等資金助成条例に関しては、負担の公平性というよりも、貸付金の部分が私債権で行政処分でないことから、延滞金としては本来要求できな

いことがある。この条例については、下水道への接続促進、未接続世帯への助成に関するものが主な目的とした条例である。借用証書には連帯保証人を設けたり、また、償還延長や減免申請書等により滞納させないような制度設計をまずしておくことがある。このことから、下水道への接続という目的が達成され、下水道使用料収入を得て、元金や利子により償還されることを踏まえて今回削除という形でさせていただきたい。

- **6番**（四宮和彦君）滞納が起こらないような手は尽くしているということだと思うが、ただ、世の中いろいろな人いるわけで、未納だとは知らなかったと言ひ張る人が出てこないとも限らないので、そのような場合、例えば滞納が延々と続いていくことになりかねないが、いずれかのタイミングで、そういった場合は、先ほど誓約書を取るとかいろいろあったが、その債務名義を取得する手続を取ることになるのか、それとも、あまりにも長期に滞納が続く場合には滞納整理機構に委ねることになっていくのか、それに従って、滞納分を納めれば金利の7.3%ではなく、そのまま元本だけ納入してもらえればそれでおしまいという感じになってしまうのか。
- **下水道課長**（池谷伸弘君）基本的には借り手の証書のところに、まずは延滞金についての記載ももちろん考えている。今後どのぐらいの貸付金が出るか、そのニーズがあるかが今後の課題ではあるが、そこら辺はそういうつもりでやっていきたいと考えている。
- **6番**（四宮和彦君）しつこいようであるが、例えば水洗便所工事費については規則に定める貸付金の限度額は、工事の種類によって40万円から90万円の幅で設定されていて、育英奨学金条例では、専門学校も含めて大学等の貸与額は月額5万円、入学金が60万円なので、満額でいった場合に4年間で総額300万円となる。返済期を迎えてから、例えばの話であるが滞納が起きた場合、延滞金を現行の7.3%で計算していくと、単利か複利は知らないが、仮に複利とすると、返済開始から10年後におよそ2倍の返済額になりかねない。そういう大きな金額になってしまうところが、ある意味、返済を促す効果も期待できる部分になってくるのではないかと思う。期日どおりに支払っていくことによって通常の返済が可能になる。遅くなってしまうと、あなた下手すると、ずっとためていると倍になってしまうよみたいな話になるのが、ある意味サンクションとして働く部分もあるのではないかと思う。

だから、延滞金を廃止してしまうことによって、そういった効果がなくなってしまうと、例えば滞納が増えたりする可能性は考えられないかということだと思うが、既に先行して廃止している自治体もあるようだが、その点は、廃止後に特に返済に関して問題となるような事態にはなっていないのか確認しているか。

- **下水道課長**（池谷伸弘君）下水道のほうの水洗便所改造等資金助成条例に関しては、現在の貸付金利用者が1名のみで、本年3月末に元利償還金が終了するので、今のところ滞納はない。また、直近10年間に対しても事案はないので、今後はそのようなことも踏まえて検討してい

きたい。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）育英奨学金のほうを答えさせていただくが、今回、延滞金というのは、そもそも税等の督促手数料の廃止に関して、本来、私債権であるものに対して延滞金を課すこと自体が誤りであったということで、そこで延滞金という部分を取る形になる。延滞金でなければ、私債権なので遅延損害金を設定する形もあると思うが、育英奨学金のそもそもの趣旨が、経済的に困難な理由において進学したいという者を手助けするというので、そもそも無利子で貸与しているものである。遅延損害金を取るというか、そもそも元金を貸与して返していただくのが趣旨だと思うので、そこに集中をしていきたいと思っている。

今後、私債権であるので、条例等で約定利率とかを設定しない場合は、民法による損害の部分になってくると思うので、それにのっかって、今後、遅延損害金も求めるということであれば、民法の中での対応になるかと考えている。

○**6番**（四宮和彦君）それは次の条例でそうなっていると思うが、条例上の規定として遅延損害金を書き込まなくても、民法規定に基づく形で遅延損害金を請求することは可能になるのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）条例等で設定されていない場合は、やはり法にのっとするしかないと思っているので、そこで対応していくことになると思う。

○**6番**（四宮和彦君）今のお話だと、要はこの貸付金に関しては延滞金を取ってはいけないという話であったと。では、今まで延滞金が過去に発生したというのはないのか。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）水洗便所に関しては、本年の3月末では、貸付金利用者が現在1名ということで、滞納等も発生はなかった。また、この10年間についてもそういう事案がなく、このほか確認できる範囲では、今まででは延滞金を徴収した履歴はない。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）育英奨学金については、これまで滞納されている方はいる。延滞金そのものことで言ってしまうと、かつて徴収していたら逆に問題になっていたところもあったかと思うので、そこについては今まで督促してきていないが、延滞する方については順次連絡をしながら、その方の返済が始まったときに、滞納が生じたときに連絡を取りながら、お約束の金額が徴収できなかった場合はどういった理由かを確認しながら、また、ご本人の経済状況に応じて分割で払うとかといった対応でやっている。滞納自体は今のところ15人ほどいらっちゃって、令和7年度当初では320万円ぐらいの金額が滞納になっているが、これについても連絡を取りながら今返済を求めているところで、ここに今集中していきたい。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第52号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）日程第2、市議第53号 伊東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）これも、全て手数料条例から始まる同じ趣旨の中での改正だと思うが、まず、何でかと思ったのは、1点目として、督促手数料の徴収について廃止するわけであるが、第4章及び第34条の2の第2項に督促手数料の文言自体は残してある。どうしてそこを残す必要があるのか。

○水道課長（佐藤 純君）第34条の2のほうでは、延滞金を損害金に変える形でやっております…（6番 四宮和彦君「いや、督促手数料」と呼ぶ）。議案参考書の74ページになるが、第2条のところで、「督促手数料の徴収」を抜かして、督促状だけ発送するという、順番的にそういう感じになっている。

○6番（四宮和彦君）新旧対照表の73ページで、第4章のところで、（督促手数料の徴収）で、その後ろが削除になっている。要するに「及び延滞金」が消えてなくなっているが、督促手数料自体は条文上、残っている。それから、第34条の2も同じで、「及び延滞金」が消えているだけで、督促手数料という文言自体は残すわけである。廃止するのに何でこれが残るのかと聞いている。

○上下水道部長（稲葉信洋君）少し分かりにくくて申しわけない。新旧対照表をご覧くださいと、今回、改正条例が2本立てになっている。理由については、施行日の関係で第1条と第2条に分かれており、第1条の中では、委員指摘のとおり督促手数料がいるが、第2条でそこを消している。これは施行日の関係でこのような形になっている。非常にわかりにくくて申し訳ない。

○6番（四宮和彦君）私の理解が足りなかった。先ほどの条例と違い、こちらでは延滞金に関しては廃止するのではなくて、遅延損害金に変える改正になるわけである。この辺は、民法の法定利率、現行だとたしかしばらく3%だったか、そういう形で遅延損害金を設定するというこ

とになるが、こちらについては、いわゆる市議第52号と異なって、どうして遅延損害金を設定することとなったのか。先ほどの育英奨学金条例のほうは、民法規定を直接適用した上で損害金を請求することが可能であるというような答弁だったが、こちら側では、あえてそうすることなく、改めて遅延損害金を設定しているのは何かあるのか。地方公営企業法上の会計規定か何かであるのか。

○**上下水道部長**（稲葉信洋君）委員指摘のとおり、まさにその辺が内部でもいろいろ議論があったところであるが、当初は、水道料金についても延滞金を廃止する方向で検討していた。しかしながら、水洗便所と育英奨学については、制度の一面として補助、助成的な一面がある。一方で、水道料金に関しては、あくまでも水道を使用した対価である。そこら辺が決定的に違うのではないかということで、水道料金に関しては、県内を調べると、基本的には遅延損害金を取っていない。全国的に見ると、例えば仙台市、神戸市が遅延損害金の規定があるが、実際はホームページ上でも、遅延損害金を納めていただく場合があるということで、必ずしも遅延損害金を取るのではなく、やはり使用の対価として、悪質なものに対してはしっかり取っていくということで、本市でも、育英奨学、水洗便所に対しては、補助、助成的な部分ということで延滞金の廃止、水道料金については、やはりしかるべきときには取る必要があるだろうということで遅延損害金という形を取らせてもらった。

○**6番**（四宮和彦君）分かった。今回の手数料とか、督促手数料とか、延滞金の廃止というのは、先ほど延滞金は法的根拠がなかったという話でもあったので、廃止についてはいいと思うが、説明の趣旨としては、事務の整理という言い方をいずれの条例でもされていた。要は事務負担の軽減と。そうすると、水道に関しては、結局事務負担は減らないということか。

○**委員長**（井戸清司君）暫時休憩する。

午前10時18分休憩

---

午前10時18分休憩

○**委員長**（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○**上下水道部長**（稲葉信洋君）事務的な部分については、督促料を廃止する部分については、税と同じように督促手数料がかかる、かからないの部分で、特に市内の金融機関で納めていただいた場合は、市内の金融機関から、納期を過ぎているけど督促手数料を取るか取らないかという問合せをもらえるが、例えば市外の金融機関に行ったときにはそういう問合せはないので、やはりその辺の公平性の部分でも、督促手数料を事務的な部分で整理させてもらいたいということである。

延滞金に関しては私債権ということでそもそも取れないが、実際の運用としては、条例上免

除規定があり、実際は免除規定を使って延滞金は今までも取ってこなかった。事務的な部分については、その観点からいっても特に大きな変更はないというか、逆に今までは延滞金という形で取ることはなかったが、これからは、本来は納めるような、例えば資金もあるのに納めてもらえないときには、遅延損害金をしっかりかけて徴収していきたいと考えている。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第53号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）日程第3、市議第65号 令和8年度伊東市競輪事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、事項別明細書12ページ、事業総務費のところ、競輪施設改善基金積立金のことをまず初めに聞きたい。基金積立金については、私、毎年しつこいぐらいで誠に申し訳ないが、令和7年度補正予算で2億円積み立てた上で、さらに、新年度で今度は4,269万円を積み立てることになっているが、何でこんなに切りの悪い細かい数字として積み立てることになっているのか、この細かさはどういうものか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）こちらは基金残高が40億円を超えてくるので、預金利子を想定した金額で、ちょっと半端な数字になっている。

○6番（四宮和彦君）今ちらっと40億円という数字が聞こえたが、補正の積立分を含めて、今度、新年度予算でこの金額を積み立てると、4月時点で基金積立残高は正確なところでは幾らぐらいになるのか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）令和7年度の利子を含め、2月、3月期の利子は含まれていないが、年度末で44億751万318円になっている。

○6番（四宮和彦君）分かった。またかなりため込んだなというところであるが、引き続き、新規事業のことを聞きたい。12ページの地域振興事業、これは議案書の16ページの債務負担

行為にも関わってくると思うが、この新規事業の地域振興事業に関しては、市民の公益的活動に対する補助事業という位置づけで行われることになっているようであるが、これはどのような形で進めていく事業になるのかを伺いたい。

事業1件当たりの補助額の上限額は500万円ということで、補助対象事業実施期間を最大1年とするとのことであるが、令和8年度中にはそのための制度を整備するだけで終わることになるのか。

- 公営競技事務所長**（福西 淳君）令和8年度については、選定期間ということで、今、記念競輪があるのでそちらに集中している関係もあり、新年度が明けたら要綱の制定行う。スキーム的には、7月ぐらいには募集に入り、申請期間を2か月から3か月程度設け、年度内に選定委員会で選定する予定である。年が明けて、1月、2月ぐらいから、交付、決定通知等送付し、令和9年度から、選定された事業者に対して実施等の確認を進め、令和9年度になるが、実施報告書提出後は補助金の確定をして、補助金の請求をいただいて補助金を支払う形を考えている。これはJKAの補助事業を参考にして、似たようなスキームで考えている。
- 6番**（四宮和彦君）今、選定委員会であつたが、予算の中でその報償費とか旅費とか役務費が計上されているので、おそらく選定委員会のような機関が設置されるのであろうと想像がついたわけであるが、例えばこの選定委員会は組織内部でやるのか、選定委員を外部、民間から入れて設置する形になるのか、その辺は決まっているのか。
- 公営競技事務所長**（福西 淳君）現状考えているものであるが、競輪の収益の活用なので、公益財団JKAの代表者、その指名する方や、本市の競輪の施設会社の代表者、またはその指名する者、もちろん我々も関わるが、あと、競輪場に関する有識者を、一般会計にもあるような地域振興事業と差別化する部分もあるので、競輪の収益金を活用するので、競輪関係団体の方々に協力いただきながら、市内の有識者にも入っていただき、イメージアップを図ることも目的としているので、そういったものを描きながら設定しているところである。
- 6番**（四宮和彦君）補助金の交付は令和9年度からなので、また来年度、改めて予算が提出されてくると思うが、債務負担行為で1,000万円を計上しているが、補助上限額が500万円の事業を選定するということになる、年間で2件分ぐらいしか事業ができない、選定しないことになる。市民の公益的活動に500万円というのは、それなりの規模の活動に対するものになると思うが、まず市民の公益的活動については、どのような活動を想定しているのか、その辺はどうか。
- 公営競技事務所長**（福西 淳君）補助対象事業のことだと思うが、本会議場で市長も答弁したような、スポーツの振興を目的とする事業や、教育または文化交流、青少年育成を目的とする事業、市民生活の向上等を目的とするような事業になるので、先進地なり、議員も視察で行か

れると思うが、PTAのバスの予約をしたり、駅前のイルミネーションだったり、市内では、いろいろなスポーツクラブの補助であったり、町内会とかでも使えれば、お祭りのものであったり、いろいろな使い方ができると思われる。

債務負担を1,000万円としたところであるが、我々は職員6名で競輪事業は年間330日余り営業しているので、事務量を考えると2件ぐらいが妥当な数字で、あまり最初から大きいもので、しっかりできない事業だとまずいので、まずはしっかり基礎を固める形でこういった予算規模になっている。

○6番（四宮和彦君）事業実施期間を最大1年とすると書かれていたが、この辺の理由について伺いたい。例えばその補助事業が非常に有益な活動であると。さっき言ったようにスポーツ振興であるという話だと、スポーツ振興が単年度で終わったらあまり意味がない。その辺は、補助額をある程度次年度以降は逡減させつつ継続して、最終的に例えば競輪事業の関連事業として独立事業化を図っていくみたいなことも考え得るのではないかと思うが、その辺についてはどう考えるか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）現状こちらを立ち上げて、軌道に乗せることが大切だと思うので、議員の意見を参考しながら、しっかり事業が確立した上で、またいろいろと発展できるようなものは、今後継続して考えていきたい。

○6番（四宮和彦君）分かった。

次に、同じく12ページ、開催事業の報酬で、会計年度任用職員報酬について伺いたい。議場での説明で、従事員53人の報酬ということだったが、ピーク期はともかくとして、少なくとも数年前まで100人近い従事員がいたように思う。随分減った気がするが、業務委託もあるから、従事員の業務自体も大分限定的になってきているのかなという気がする。今やその辺で人手を要するものではなくなってきているということなのか。従事員が年々減っているというのはどういった理由からなのか、説明していただきたい。

○公営競技事務所長（福西 淳君）まず、競輪従事員については、平成7年2月以降、採用していない状況である。それは競輪事業が一時傾いて、赤字に陥ったからである。それと同時に、機械化が進み、前は自動発売機と払戻しは別だったが、今は1台で発売も払戻しもできるような高性能な機械になったことも要因であるし、民間委託したことで従業員が増えているので、そこで賄える。この53人という人数は65歳未満の方々に、組合の中でも70歳ぐらいまで働かせてくれということで、健康な方で希望を取って、そういった方はまだ20名ほど働いている。4月2日から記念競輪があるが、チャリ・ロト社のほうも20名ほどの職員、あと大きい大会のときは本社から10名ほど応援を出してくれるので、そういった中で取りあえず運営はできている状況である。

○6番（四宮和彦君）分かった。

次に、事項別明細書の18ページ、競輪選手宿舍建設費について伺いたい。競輪選手宿舍増築工事請負費は令和8年度に予定している工事請負費ということで、監理業務委託料の1,420万円とともに、9億747万9,000円が計上されているが、たしか事業総額は二十二、三億円という規模だったと思う。令和8年度計上分が9億円ということになると、予定工事費の総額の半分にも満たないと思われるので、もともとの工期の年割額ともずれが生じているように感じるが、残りは令和9年度にまとめて計上されていくということになるのか。建設の着工は、もともといつを予定していたのか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）まだ入札が決まっていないので、工期はお答えできないが、8年度で9億747万9,000円計上している。総額は22億5,500万円で、残額は9年度に計上する形になるが、入札が決まっていないので、予定ということで理解いただければと思う。

○6番（四宮和彦君）議員にも3月5日付の入札執行表が届いているので、予定価格を超過する応札で不落であったということは伺った。図書館建設時も入札不調に終わっていたが、昨今の資材費や人件費の高騰で、全国的に大型建設工事の入札で不調不落となる例が目立つようにも思うが、国土交通省の資料を見てみると、令和元年以降、不調不落は減少傾向にある。この辺を考えていくと、行政側の価格、工期の積算基準が実態に合っていないのではないかという気がするが、不落になってしまった原因がどの辺にあるのかということはどう捉えているか。

○公営競技事務所長（福西 淳君）お答えする。夏場ぐらいに積算を始めて、階数を4層から3層に落として、VEもかけて精査していたが、単価の上昇率があまりにも高くなったため、予想を上回る価格で不落になったと考えている。今後も、イラン情勢とか、中東の原油価格が不安定な世界情勢なので、それは注視する中で、基金も今ためさせていただいて内部留保もあるので、その辺を見極めて、しっかりと建設ができるように進めていきたいと考えている。

○6番（四宮和彦君）実際、国際情勢で原油価格が高騰しているから、当然、燃料費や資材費が一気に短期間に上がってしまって、対応ができなくなっているという形になるのだろうと思う。そうすると、今後の対応としてどういう方向性で行くのか。つい先日の話なので答えようがないのかもしれないが、物価が高止まりしている状況下で建設計画を進めるべきなのか。インフレ自体は進んでいく傾向にあるとしても、原油価格は、戦闘が終了してホルムズ海峡の通行が可能にさえなれば一気に下がる可能性もある。入札が頓挫してしまったことに対して、今後、建設計画の見直しをどういう方向で進めていくのか。例えば、設計図そのものを見直して、額をもっと安く造れるようにしていくのか、あるいは設計自体は維持したままタイミングを待ち続けるのか、あるいは金額を上乗せするというのもあり得ると思うが、方向性としてどういう

ことを検討していくのか。

○**公営競技事務所長**（福西 淳君）お答えする。現在、チャリ・ロトのほうで競輪場の再整備を行っていて、予定では令和10年度下半期にグランドオープンという計画があるので、市長もG I開催を取りたいという要望がある。ガールズ競輪に特化したものであったら、ガールズ競輪のG I開催も昨年度から2開催ということで創設されているので、そういったものも誘致して、さらに競輪事業の経営安定化を図っていきたいと考えている。現在、最短で再入札を受けようかを考えている。設計は変えずに、予算を多少増額して、再積算してやるということを最優先で考えている。

○**6番**（四宮和彦君）分かった。幸か不幸か、物すごい貯金がある。多少なりとも価格が上昇しても、実際には入札する事業者はいたわけなので、その辺を調整すればできるのだろうと思うが、計画を遂行していくことが決まっているのであれば、ぜひ速やかに進めていただきたいということだけ申し上げておく。

○**委員長**（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第65号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○**委員長**（井戸清司君）日程第4、市議第72号 令和8年度伊東市下水道事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○**6番**（四宮和彦君）議案書の43ページ、第2条に記載されているデータについて伺いたい。年間総処理水量が950万6,294立方メートルとなっているが、このうちの有収水量はどれだけになるのか、また、有収率として何%なのか。

○**下水道課長**（池谷伸弘君）お答えする。年間総処理水量950万6,294立米、そのうち有収水量は483万6,324立米を予定している。有収率は、厳密に言えば50.87%である。対前年度比で2.21ポイント上がる予定で設定をしているが、51から52%以上のべ

ースで今取組をしている。

- 6番（四宮和彦君）前年がたしか48%ほどだったと思うので、それよりは多少なりとも上昇していると思うが、それでも、まだ半分は謎の水があるという話になりかねない。

事項別明細書の34ページ、総係費の不明浸入水調査業務委託料576万4,000円が計上されているが、ここでさらに調査を進めていくことになるのだろうと思う。委託先はそういうことをやる専門の事業者なのだろうと思うが、どのような内容で不明水の調査を進めていくことになるのか。

- 下水道課長（池谷伸弘君）本市の総処理水量に対する有収率はまだ低い水準である。今回、下水道使用料の賦課対象とされていない地下水や雨水その他不明浸入水が下水道管に多く浸入している状況であることから、不明浸入水の要因を追求するために、下水道共用区域内の上下水道使用者のうち、下水道の使用料が賦課されていない使用者を抽出して、現地を確認して基礎データを作成しようと考えている。

- 6番（四宮和彦君）最近では技術的なものが進んでいて、衛星AI監視システムなどがあって、下水道管路の老朽化の検知によって、もしかしたら自然水の流入可能性等の判断材料にはなるのかと思うが、現在問題となっているのは、例えば温泉水や井戸水に起因している未収水量はどれぐらいあるのかということになってくると思う。そうすると、そういうハイテク技術をもってしても分からない。下水道契約をしていないところで調査していくということになるのだろうが、その辺を抽出してやっていくのは、相手方が拒絶したりとかという人手に頼る作業になってくると思う。そういう専門の事業者がいるのか。

- 下水道課長（池谷伸弘君）お答えする。水道の検針と併せて、下水道共用区域内の人たちの接続状況、市の汚水ますに流れているかどうかを確認していく作業になる。

- 委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第72号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（井戸清司君） 日程第5、市議第73号 令和8年度伊東市水道事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君） 事項別明細書の45ページ、資本的収入の補助金の他会計補助金と、負担金の他会計負担金に関連する事項について伺いたい。他会計補助金については、説明として消火栓の新設、改良と地震対策補助金ということだった。他会計負担金も同じように消火栓の新設、改良に係る一般会計負担金という説明がされていた。共に消火栓という、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費に該当して、要は経費の負担の原則を定めた地方公営企業法第17条の2第1項第1号を根拠に、次の第17条の3を適用した補助と解釈ができると思うが、事項別明細書を見る限り、地方公営企業法第17条の2第1項第2号のほうの、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に該当する補助や出資が行われている項目が見当たらない。先日の予算大綱質疑の中で、水道事業会計は地方公営企業法の当然適用事業の全部適用事業に当たる。そこまで詳細には言っていなかったかと思うが、それはともかくとして、独立採算制を取るため、一般会計繰入れは認められないことから、水道使用料は2027年度に29%程度値上げする必要があるという市長答弁があったかと思う。総務省が作成する地方公営企業繰り出し基準による制約があるとはいえ、管路の老朽化により水道使用ができなくなってしまうたら、そもそも消火栓だって使用不能になってしまうので、消火栓の新設、更新に他会計補助や出資が可能であるならば、そこに送水する水道管路の更新にも補助や出資ができない理由はないだろうと考えるが、老朽設備の更新に地方公営企業法第17条の2第1項第2号を適用して、一般会計から繰り出しを行うということとはできないのか。

○委員長（井戸清司君） 暫時休憩する。

午前10時50分休憩

---

午前10時50分再開

○委員長（井戸清司君） 休憩前に引き続き、会議を開く。

○上下水道部長（稲葉信洋君） 企業会計側から見た一般会計からの繰入れについて、毎年、総務大臣あるいは副大臣から地方公営企業の繰出金通知があつて、それにのっとつて、ある程度ルール化されてやっている。消火栓については、基本的には、消防に関する経費は一般会計側で持つべきということの中で、今、実際は、そのうちの一部は県の地震対策の補助金が当たつていて、あくまでも市役所内部の話であるが、一部は危機対策課のほうで、残りの部分が財政課

のほうから来るという形になっている。委員指摘の水道の老朽管に対する一般会計からの繰入れについては、可能とは考えているところであるが、本市の市内の状況として、市内には市営水道以外の民営水道が多数あって、民営水道もなかなか老朽化対策が進んでいない中で、一般会計から市営水道だけ支援を受けたときに、その基となる財源が一般財源である場合、民営水道を使っている方々の市税も投入されているということになって、整理がつかないということで、例えば入湯税や、本市ではまだ導入していないが、仮に宿泊税の一部を充てるという形のほうが、より説明はしやすいのかなと考えている。

○6番（四宮和彦君）先週の一般質問では時間が足りなくて、その辺のところまでは言及できなかったが、これから老朽化施設の更新を行っていくとすると、年間で30億円から40億円近い費用が必要になるのではないかと試算できるかと思う。そういう点からすると、例えば水道使用料を来年29%値上げしたって、段階的にずっと上げ続けていかなければいけないことになってしまうだろうと思う。果たしてそれでも足りるのかという話になったときに、値上げしただけで焼け石に水になりかねない。ほかの財源も見つけなければならないのは必然だろうと思う。先ほど総務省の話があったが、地方公営企業繰り出し基準に従っても、地方公営企業法上、老朽化施設更新に係る高料金対策経費として一般会計から資本費に繰り入れたり、企業債を発行して地方交付税措置を取ることも法律上可能なのだろうと思う。先ほど部長がかなり踏み込んで答弁していただいたが、住民税や固定資産税、都市計画税からそれをやろうという話になると、民営水道との公平性を欠くだろうという話であれば、法定外普通税や法定外目的税というものを、特に入湯税は衛生費にどんどん入れられる。その辺のところを考えてやっていくのも一つの方法なのかと思うので、もう一度考えていただきたいと思うが、スキーム的になり難いのか。

○上下水道部長（稲葉信洋君）なかなかお答えしにくい部分であるが、水道事業の立場だけで申し上げると、そうしていただくと非常にありがたい。

○6番（四宮和彦君）実際のところ、できないことではないのだろうと思う。人口減少が著しい地方都市の実情をあまり考慮していない総務省の地方公営企業繰り出し基準があって、これが実態に合っていないのだろうという気がする。地方都市の水道インフラを維持していく上では、基準のほうこそがちゃんと見直しが行われていくべき話なのだろうと思う。水道使用料の改定がいずれ必要になるのだとしても、その引上げ幅は可能な限り圧縮すべきであると考えてるので、地方公営企業法の規定するところからすれば、公営企業であるからといって他会計からの繰入れが法律上禁じられているわけではない。しかも、繰入額についても、総務省が勝手に基準を設けて言っているだけの話で、法律上、上限が定められているわけでもない。でも、総務省が言うのだから、逆らうのはなかなか難しいという話になるのかもしれないが、総務省の繰り出

し基準自体、法的根拠がない。変な例かも知れないが、泉佐野市が国との間でふるさと納税をめぐって訴訟になって、泉佐野市が勝ってしまった例があるので、国の判断が常に正しいわけでもない。今のところの共通認識としては、地方公営企業法上も一般会計への繰り出しは可能であるという前提で、今後の財政運営をどうしていくのかを検討していただきたいということだけ申し上げておく。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第73号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（井戸清司君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）日程第6、令和8年度における常任観光建設委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時57分休憩

---

午前10時57分再開

○委員長（井戸清司君）休憩に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、観光行政に関する事、2、観光施策及び公園の維持管理に関する事、3、農林水産業及び畜産業の振興に関する事、4、労働及び商工業の振興に関する事、5、競輪事業に関する事、6、公営住宅政策に関する事、7、上下水道整備促進に関する事、8、都市計画事業に関する事、9、公園計画及び都市景観に関する事、10、道路、橋梁、河川、港湾その他土木行政に関する事、11、自然保護及び土地対策に関する事、12、伊豆半島ジオパークに関する事、以上の12件の所管事務について、令和8年度中、継続調査を行うこととし、議長に申入れをしたい。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

---

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

10分間ほど休憩する。

午前10時59分休憩

---

午前11時 8分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

委員会審査報告書の案文については、正副委員長に一任願う。

---

○委員長（井戸清司君）これにて常任観光建設委員会を閉会する。

---

○閉会日時 令和8年3月13日（金）午前11時8分（会議時間59分）

---

以上の記録を認める。

令和8年3月13日

委員長 井 戸 清 司